

第5節 フロン類の回収

1 フロン類<sup>\*1</sup>の回収・破壊【環境政策課・循環社会推進課】

冷蔵庫やエアコンの冷媒などとして幅広く使用されてきたフロン類は、オゾン層<sup>\*2</sup>が破壊されることが明らかとなって以降、代替フロンへの切り替えが進みました。しかし、代替フロンは温室効果が非常に高い（例えば、ハイドロフルオロカーボン（HFC）は二酸化炭素の約100～10,000倍以上の温室効果があるといわれる。）ことがわかったため、これらのフロン類を使用している機器は、その種類により、家電リサイクル法、自動車リサイクル法またはフロ

ン排出抑制法に基づき、フロン類の回収・破壊作業が進められています。

特に、フロン排出抑制法は、フロン類回収率の低迷や機器使用中の大規模漏洩の判明等の問題を受け、フロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策をとる必要があるため、従来のフロン回収破壊法が改正され、改めて平成27年4月1日から施行されました。

(1) 法律に基づく規制

表2-5-1 フロン類回収に係る法律

	フロン排出抑制法 <sup>注1</sup>	家電リサイクル法 <sup>注2</sup>	自動車リサイクル法 <sup>注3</sup>
概要	平成14年4月から業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器について、冷媒フロン類の回収を義務付けています。	平成13年4月から家電製品のリサイクルに併せて、家庭用の冷蔵庫とルームエアコンについて、冷媒フロン類の回収を家電メーカー等に義務付けています。	平成17年1月からカーエアコンについて、冷媒フロン類の回収を義務付けています。 <sup>*3</sup>

(注1)「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」

(注2)「特定家庭用機器再商品化法」

(注3)「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

(2) 県の取組み

フロン排出抑制法および自動車リサイクル法に基づくフロン類充填回収業者等の登録を行うとともに、

回収・引渡しが適正に実施されるよう登録業者等への立入検査に伴う指導等を行っています。

表2-5-2 フロン排出抑制法に基づく回収量  
(平成27年度)

第一種特定製品 <sup>*4</sup>	
回収台数(台)	回収量(kg)
4,588	28,623

表2-5-3 フロン排出抑制法に基づく登録業者数  
(平成28年8月1日現在)

登録業者数	第一種フロン類充填回収業者
	378

表2-5-4 自動車リサイクル法に基づく回収量  
(平成27年度)

	使用済自動車
フロン類回収量(kg)	6,708.4

表2-5-5 自動車リサイクル法に基づく登録業者数  
(平成28年3月末現在)

登録業者数	フロン類回収業者
	166

<sup>\*1</sup>フロン類：ふっ素と炭素等からなる化合物でクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）などがあります。オゾン層を破壊する原因物質の一つとされており、破壊する程度の強いフロン類は、平成7年末で生産が全廃されています。主に、冷蔵庫やカーエアコン等の冷媒、精密機械等の洗浄剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されてきました。

<sup>\*2</sup>オゾン層：地上10～50km上空の成層圏の中でオゾン濃度の高い層をいい、太陽光に含まれる紫外線のうち特に生物に有害な波長の紫外線を吸収しています。

<sup>\*3</sup>義務付け：カーエアコンについては、平成14年10月からフロン回収破壊法において冷媒フロン類の回収が義務付けられていましたが、自動車リサイクル法の施行に伴い移行しました。

<sup>\*4</sup>第一種特定製品：フロン排出抑制法において、冷媒としてフロン類が充填されている機器のうち、業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器を第一種特定製品と定義しています。

分野別施策の実施状況

地球温暖化対策の推進

## コラム 業務用冷凍空調機器の適正管理について

平成27年4月1日から施行された「フロン排出抑制法」では、業務用冷凍・冷蔵機器および業務用空調機器の所有者、ユーザーの義務が追加されました。業務用冷凍空調機器の所有者等は、法令を遵守しなければなりません。また、違反者に対しては、罰則が科せられることもあります。

### ①簡易点検・定期点検の義務化

- 全ての機器を対象に、日常的に実施する簡易点検の実施（3ヵ月に1回以上）
- 一定規模以上の機器については、以下の頻度で専門家による定期点検の実施

機 種	圧縮機・電動機定格出力	定期点検頻度
エアコンディショナー	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

### ②漏洩を発見した場合には、速やかな漏洩箇所の特定および修理を実施

- フロン類の漏洩が見つかった際、修理をせずにフロン類を充填することの原則禁止
- 適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼

### ③機器の点検・修理やフロン類の充填・回収等の機器整備に関する履歴の記録・保存の義務

- 適切な管理を行うため、①により実施した点検、機器の整備について、記録簿に履歴を記録し、履歴簿は機器を廃棄するまで保存

### ④算定漏洩量の報告

- 1年間にフロン類を二酸化炭素換算値で1,000 t 以上漏洩した者は、国へ報告する義務

### ⑤機器を廃棄する際は、フロン類を回収（従前どおり）

- 県の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に依頼して、フロン類を回収した後、機器を廃棄
- 回収依頼の際は、行程管理票を交付